



# ことばときこえ



〒198-0036 青梅市河辺町5-24  
 青梅市立河辺小学校  
 校長 藤原 輝正  
 ことばときこえの教室  
 Tel.0428-22-2103(直通)  
 発行：平成30年7月

1学期も残り、2週間ほどとなりました。梅雨の時期には、暑くなったり、寒くなったりと、天候が安定せず、体調を崩した子供たちもいました。本格的な夏の到来を前に、しっかり体調管理をして、楽しい夏休みを過ごしてもらいたいと思います。また、保護者の皆様におかれましても、日頃の送迎や連絡帳など、通級へのご理解ご協力ありがとうございました。ぜひ、夏休みは親子でたくさんの思い出を作っていたいただき、新学期の通級では、たくさんの思い出話のお土産を子供たちからもらえることを楽しみにしています。

6月9日(土)、河辺小学校の学校公開に合わせて、ことばときこえの教室の施設公開・公開相談を実施し、15組の来級がありました。この機会が、子供たちにとってより自分らしく輝くための第一歩となれたら幸いです。毎週月曜日の相談は1年を通じいつでも予約を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。



今年も、教室に笹が飾られました。子供たちの夢がたくさんつまった短冊の一部をご紹介します!!

- サッカーせんしゅに なれますように
- あらしの コンサートに いけますように
- これからもみんながえがおですごせますように
- カッコいい2ねんせいになれますように
- 水泳の検定で、合格できますように
- おばあちゃん おじいちゃんに  
たよられるかんごしになれますように!



\*:;".\*·;·^;:: みんなの願いが かないますように!! :·;^ ·;·\*.";.\*:

## 夏休み前後の予定



- 7月18日(水) 一学期通級終了
- 8月30日(木) 二学期通級開始
- 9月12日(水) 吃音グループ活動 15:00~
- 19日(水) きこえグループ活動 15:00~
- 20日(木) 通級支援委員会 通級指導中止(全日)

# 親と子の集い ことばときこえのなつまつり



7月4日(水)に、全体グループ活動「親と子の集いーことばときこえのなつまつりー」を行いました。当日は、保護者の方や兄弟も合わせて56名に参加していただき、にぎやかな祭りとなりました。たくさんのご参加ありがとうございました。

いつも勉強している教室に、「綿菓子」、「フランクフルト」、「射的」、「SASUKE」、「ヨーヨー釣り」のお店が出し、子供たちはいつもにも増してワクワク、楽しそうにしていました。フランクフルトや綿菓子を美味しく食べて頬張る子や、「SASUKE」(障害物レース)や「射的」で、より高得点を目指して何度も頑張る子、ヨーヨーで楽しく遊ぶ子、みんなそれぞれ楽しみをみつけて遊んでいました。また、当日は3年生以上の児童に、お店の運営を手伝ってもらいました。自分に任された仕事に責任をもってやってくれました。大変助かりました。ありがとうございました。



★ 次回の全体グループ活動  
11月21日(水)  
「みんなで遊ぼう会」  
を予定しています。



## ■ ご存知ですか? - 合理的配慮 -

ごうりてきはいりよ



「合理的配慮」という言葉を聞いたことはありますか?平成28年4月に「障害者差別解消法」という法律がスタートし、その中で求められているものが「合理的配慮」です。

この法律により「**合理的配慮**」は公立学校においては提供することが法的義務となりました。

「合理的配慮」は新しい概念で、少し分かりにくいのですが、中央教育審議会の報告では、  
[障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの(後略)]

と定義されています。あえて簡単に言うと、「**子供が不利益を受けないために受けられる、過度な負担のない範囲での個別の配慮**」のことです。なお、ここでいう「障害のある子ども」は、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもだけでなく、「弱視」、「難聴」、「吃音」、「構音障害」、「学習障害」、「ADHD」、「自閉症」などの**通常学級で学ぶ児童・生徒も対象**となります。

「合理的配慮」を提供する際は、同じ障害であっても、一人一人の教育的ニーズは異なるので、担任や特別支援コーディネーターと、本人や保護者が十分話し合った上で考える必要があります。ことばときこえの教室や特別支援教室に通っている場合は、そちらの担当者との連携も重要です。

学校における「合理的配慮」の観点や障害別の例は、文部科学省のホームページや東京都教育委員会から出されている「障害者差別解消法/ハンドブック」に詳しくのっています。是非ご覧ください。